

A10 同時にもらっても構いません。

【解説】

専従者給与と役員報酬は性格が異なります。

専従者給与は、事業主と生計を一にする親族(15才以上に限る)がその事業主の営む事業に専ら従事している場合に認められる給与です。

対して、役員報酬は、労働の対価というよりも、その会社の経営に携わること、すなわち経営権の行使に対して支払われる報酬ですから、時間的、物理的拘束は特にありません。

したがって、専ら診療所に従事している場合であれば両方から給与を受けていても問題ないことになります。